県章

三重県公報

平成28年7月8日（金）
第　2816　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	規　　則		
64	物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	（出納局）	2
	告　　示		
462	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出	（長寿介護課）	2
463	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による応急指定病院の指定の取消し	（障がい福祉課）	2
464	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	2
465	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（同）	4
466	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（治山林道課）	4
467	同件	（同）	7
468	同件	（同）	8
469	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	10
470	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（同）	10
	選管告示		
64	三重海区漁業調整委員会委員選挙における候補者の届出等の書類を提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会に提出すべき場所	（選挙管理委員会）	11
	公　　告		
	国土調査に係る成果の認証	（水資源・地域プロジェクト課）	11
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	（農地調整課）	11
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	（水産資源課）	12
	正　　誤		
	平成28年4月1日付け三重県公報号外	（企業誘致推進課）	13

規　　則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年七月八日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第六十四号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年三重県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

三重県告示第 462 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出がありました。

平成 28 年 7 月 8 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	指定辞退年月日	サービスの種類
2410405134	亀山回生病院介護療養型医療施設	亀山市東御幸町字穴淵232	社会医療法人峰和会	平成28年5月31日	介護療養型医療施設

三重県告示第 463 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 7 第 6 項の規定により、次のとおり応急入院指定病院の指定を取り消しました。

平成 28 年 7 月 8 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

病院の名称	所在地	取消年月日
医療法人鈴桜会　鈴鹿さくら病院	鈴鹿市中冨田町中谷 518 番地	平成 28 年 6 月 30 日

三重県告示第 464 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 28 年 7 月 8 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパーセンタートライアル四日市南店

四日市市小古曽東三丁目 2263-1 ほか

2　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　　称	住　　所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　　称	住　　所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号	永田 久男

3　大規模小売店舗の新設をする日

平成 29 年 2 月 15 日

4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,817 ㎡

5　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1)　駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位　置
駐車場 1	150 台	縦覧による
駐車場 2	68 台	縦覧による
合計	218 台	

(2)　駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位　置
駐輪場	60 台	縦覧による
合計	60 台	

(3)　荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面　積	位　置
荷さばき施設	144 ㎡	縦覧による
合計	144 ㎡	

(4)　廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容　量	位　置
廃棄物保管施設 1	14.72 ㎥	縦覧による
廃棄物保管施設 2	18.15 ㎥	縦覧による
合計	32.87 ㎥	

6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名　　称	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24 時間	

(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場 1	24 時間
駐車場 2	午前 6 時から午後 10 時まで

(3)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位　置
駐車場 1	出入口 2 箇所及び入口 1 箇所	縦覧による
駐車場 2		縦覧による

合計	出入口２箇所及び入口１箇所	

(4)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	24 時間

7　届出の日

平成 28 年 6 月 14 日

8　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9　届出等の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 7 月 8 日から同年 11 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 465 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール東員

員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地ほか 321 筆

2　東員町から聴取した意見

意見なし

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 7 月 8 日から同年 8 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 466 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を松阪市役所及び大台町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 28 年 7 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

第 1

1　通知することができない者の氏名

坂井眞千子

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町宮本字野止好 1227 の 136、1227 の 138

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵（かん）養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1　通知することができない者の氏名

樋谷辰雄

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町波瀬字枋組813

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3

1　通知することができない者の氏名

藤岡恵子

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町神滝字岩神波瀬32

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第4

1　通知することができない者の氏名

千原正人

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町小滝字大村谷14の135、14の140

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第5

1　通知することができない者の氏名
鈴木猶吉

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町滝谷字雲母谷297

(2)　保安林として指定された目的
水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第6

1　通知することができない者の氏名
天野理久ほか5名

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町滝谷字雲母谷293の27

(2)　保安林として指定された目的
水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第7

1　通知することができない者の氏名
大西敏和

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多気郡大台町滝谷字雲母谷293の43

(2)　保安林として指定された目的
水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第8

1　通知することができない者の氏名

水谷望

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町小切畑字脇田809の1、809の2、字尾畑谷872の1、872の2、字梅木小場873の1、字楠坂874の3、874の4

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第9

1　通知することができない者の氏名

宮口安兵衛

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町神滝字岩神口27

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第467号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を松阪市役所及び大台町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成28年7月8日

三重県知事　鈴　木　英　敬

第1

1　通知することができない者の氏名

森本衛

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町宮本字湯谷1253

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1　通知することができない者の氏名

大西清六ほか6名

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町下真手字カヤノ木谷1284の3、1284の4

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3

1　通知することができない者の氏名

西田増次

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多気郡大台町大杉字薬師谷441の1

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第468号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所及び紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成28年7月8日

三重県知事　鈴　木　英　敬

第1

1　通知することができない者の氏名

牛田禮

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町馬瀬字三浦谷223の1

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による（次の図に示す部分に限る。）。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1　通知することができない者の氏名

田中三樹子

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市北浦西町1374の3

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による（次の図に示す部分に限る。）。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3

1　通知することができない者の氏名

藤村廣近

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町相賀字ハセカ谷123の6

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第4

1　通知することができない者の氏名
宮﨑眞一
2　通知の要旨
(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市九鬼町字白嶋942の1から942の3まで、942の13から942の15まで、字瀧ノ頭943の1、944の1から944の3まで、944の6、字人渡大鍋山969の2
(2)　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」及び「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
平成28年7月8日
三重県知事　鈴　木　英　敬

第1
1　道路の種類　県道
2　路　線　名　四日市関線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
鈴鹿市大久保町字流込1714番2地先から 鈴鹿市大久保町字釘貫441番3地先まで	旧新	6.00～6.05	107.30
	新	8.70～10.00	132.90

第2
1　道路の種類　県道
2　路　線　名　横輪南勢線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
伊勢市矢持町下村字田代749番1地先内	旧	8.60～26.40	82.00
	新	8.60～22.40	82.00

第3
1　道路の種類　県道
2　路　線　名　横輪南勢線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
伊勢市矢持町下村字こ似作110番3地先から 伊勢市矢持町下村字こ似作111番2地先まで	旧	8.80～14.30	22.00
	新	11.10～14.80	22.00

三重県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道 四日市関線	鈴鹿市大久保町字流込 1714 番 2 地先から 鈴鹿市大久保町字釘貫 441 番 3 地先まで	平成 28 年 7 月 8 日
国道 163 号	津市美里町平木字芝崎 13 番 1 地先から 津市美里町平木字芝崎 2017 番地先まで	平成 28 年 7 月 8 日
県道 横輪南勢線	伊勢市矢持町下村字こ似作 110 番 2 から 伊勢市矢持町下村字こ似作 114 番 1 まで	平成 28 年 7 月 14 日
県道 横輪南勢線	伊勢市矢持町下村字田代 757 番 3 地先から 伊勢市矢持町下村字田代 750 番 2 地先まで	平成 28 年 7 月 14 日
国道 422 号	北牟婁郡紀北町島原字稲葉垣内 3729 番 2 地先から 北牟婁郡紀北町島原字平谷 3761 番 2 地先まで	平成 28 年 7 月 8 日
県道 三戸紀伊長島停車場線	北牟婁郡紀北町島原字稲葉垣内 3729 番 2 地先から 北牟婁郡紀北町島原字平谷 3761 番 2 地先まで	平成 28 年 7 月 8 日

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第 64 号

平成 28 年 8 月 3 日執行予定の三重海区漁業調整委員会委員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めましたので、告示します。

平成 28 年 7 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長　宮　嵜　慶　一

津市広明町 13 番地
三重県庁 2 階　三重県選挙管理委員会室

公　　告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 28 年 7 月 8 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　調査を行った者の名称
　鈴鹿市
2　調査を行った期間
　平成 25 年 1 月から平成 27 年 3 月まで
3　成果の名称
　鈴鹿市（寺家Ⅱ調査区）の地籍図及び地籍簿
4　調査を行った地域
　鈴鹿市寺家五丁目、寺家六丁目及び寺家七丁目地内
5　認証年月日
　平成 28 年 6 月 28 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、白江野土地改良区から申請のありました土地改良事業（白江野土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成28年7月8日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

2　縦覧の期間

平成28年7月11日から同年8月8日まで

3　縦覧の場所

鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表します。

平成28年7月8日

三重県知事　鈴　木　英　敬

変更前

2　第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成27年7月から平成28年6月まで	若干
まあじ	平成27年1月から12月まで	6,000トン
まいわし	平成27年1月から12月まで	28,000トン
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	65,000トン
するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干

第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成28年7月から平成29年6月まで	（注）
まあじ	平成28年1月から12月まで	6,000トン
まいわし	平成28年1月から12月まで	30,000トン
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	（注）
するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干

（注）　さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3　第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数　量	
		平成27年	平成28年
さんま	敷網漁業	若干	（注）
まあじ	中型まき網漁業	5,000トン	5,000トン
	定置漁業	若干	若干
	中型まき網漁業	19,000トン	24,000トン
	船びき網漁業	8,000トン	5,000トン

まいわし			
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	60,000 トン	(注)
	定置漁業	若干	(注)

(注)　平成 28 年のさんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

変更後

2　第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の平成 27 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 27 年 1 月から 12 月まで	6,000 トン
まいわし	平成 27 年 1 月から 12 月まで	28,000 トン
まさば及びごまさば	平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月まで	65,000 トン
するめいか	平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで	若干

第 1 種特定海洋生物資源の平成 28 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 28 年 1 月から 12 月まで	6,000 トン
まいわし	平成 28 年 1 月から 12 月まで	30,000 トン
まさば及びごまさば	平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで	59,000 トン
するめいか	平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで	若干

3　第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第 1 種特定海洋生物資源	採捕の種類	数　　量	
		平成 27 年	平成 28 年
さんま	敷網漁業	若干	若干
まあじ	中型まき網漁業	5,000 トン	5,000 トン
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	19,000 トン	24,000 トン
	船びき網漁業	8,000 トン	5,000 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	60,000 トン	55,000 トン
	定置漁業	若干	若干

正　　誤

平成 28 年 4 月 1 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
23	23 から	操業開始の日における投下償却資産	十五億円とする。ただし、投下償却資産

	28 まで	額が五百億円以上千億円未満かつ常用雇用者の数が百人以上二百人未満のときは、十五億円とし、投下償却資産が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上	額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）
23	30 から 35 まで	投下償却資産額が五百億円以上千億円未満のときは、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上、投下償却資産額が千億円以上のときは、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が二百人以上	当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上
24	22 から 27 まで	操業開始の日における投下償却資産額が五百億円以上千億円未満かつ常用雇用者の数が百人以上二百人未満のときは、十五億円とし、投下償却資産が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上	十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）
24	29 から 34 まで	投下償却資産額が五百億円以上千億円未満のときは、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上、投下償却資産額が千億円以上のときは、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が二百人以上	当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上
25	20 から 23 まで	操業開始の日における投下償却資産額が五百億円以上千億円未満のときは、十五億円とし、投下償却資産が千億円以上	十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上
26	10 から 15 まで	操業開始の日における投下償却資産額が五百億円以上千億円未満かつ常用雇用者の数が百人以上二百人未満のときは、十五億円とし、投下償却資産が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上	十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）
26	17 から 22 まで	投下償却資産額が五百億円以上千億円未満のときは、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上、投下償却資産額が千億円以上のときは、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が二百人以上	当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上
27	45 から	操業開始の日における投下償却資産額が五百億円以上千億円未満かつ常用雇用者の数が百人以上二百人未満のときは、十五億円とし、投下償却資産が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上	十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上（操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たしていること。）
28	1 まで		
28	3 から 8 まで	投下償却資産額が五百億円以上千億円未満のときは、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上、投下償却資産額が千億円以上の	当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上

		ときは、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が二百人以上	
28	31から 33まで	三　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	三　移転完了の日から三年を経過する日までの間、別表第二第七号下欄第一号に掲げる要件を引き続き満たしていること。 四　立地計画について、平成三十二年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。

ページ　　行
33　　8から
　　10まで

誤

合　　計						
補助対象経費						

正

合　　計						
補助金交付申請予定	補助金の種類					
	交付申請予定額					

ページ　　行
33　　27から
　　29まで

誤

合　　計							
補助対象経費							

正

合　　計							
補助金交付申請予定	補助金の種類						
	交付申請予定額						

発行　三　重　県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　http://www.pref.mie.lg.jp/